令和７年度事業継続力強化支援事業

リスク予防診断及びBCP策定支援業務提携プロポーザル仕様書

１．業務提携事業名

　事業継続力強化支援事業に係るリスク予防診断およびBCP策定支援事業

２．目的

　「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、福岡県内の中小企業・小規模事業者の防災・減災の意識を喚起し、災害に負けない強い事業者へと支援することを目的とし、その協力体制を構築する。

３．実施主体

　福岡県商工会連合会

４．事業継続力強化支援（リスク予防診断及びBCP策定支援）概要

（１）対象者

　　福岡県内の中小企業・小規模事業者

（２）内容（別添、令和7年度事業継続力強化支援事業専門家派遣実施要領参照）

・リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案

* 1. ライフプランの評価

現在の生活状況と将来の計画をヒアリングして評価

* 1. リスクの評価

経営リスクに関する課題抽出、分析を実施

* 1. 保険ポリシーの確認

既存の保険加入状況を保険証券より確認し、見直しを実施

* 1. 提案とカスタマイズ

事業者に最適な保険プラン（被災後等の復旧対策）、BCP策定の提案

・BCP策定支専門家の派遣による支援

1. 申請書作成までをフォロー

（３）場所

　福岡県内全域

５．業務提携の内容

（１）事業継続力強化支援事業

本会共済推進アドバイザーと連携し、効果的かつ適正にリスク予防診断を行い、県内の中小企業、小規模事業者のBCP策定を促進すること。

実施フロー、認定目標等は専門家実施要領参照のこと。

（２）実施時期（予定）

令和7年4月１日から令和8年3月10日まで

（３）その他

　　支援実施後、報告書を作成すること。

６．応募資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとする。

1. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
2. 都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること
3. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
4. 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること
5. 暴力団等反社会勢力でないこと
6. 応募に関し法律上必要とする資格を有すること
7. 商工会会員であること
8. 商工会事業を理解していること
9. 商工会連合会団体事業活動包括保険を保有していること
10. 九州経済産業局認定の事業継続力強化支援計画の支援実績があること
11. 損害保険協会、損保大学課程認定者が在籍していること
12. CFPもしくはAFP資格者が在籍していること
13. 2週間前の派遣依頼に対応できること
14. 福岡県内全域の訪問支援が可能であること
15. 本事業に賛同していること

７．業務提携の期間

　令和7年4月1日～令和8年3月10日

８．予算額

　リスク予防診断：交通費等御社負担

　BCP策定支援：1時間当たり謝金11,000円（税込）、交通費1,232円（県内一律）

９．応募手続き

（１）募集開始

　令和7年3月10日（月）

（２）募集締切

　令和7年3月21日（金）12時必着

（３）提出書類

　提案書 6部（書式自由）

※提出書類は郵送でのみ受け付ける。

（４）提出先・問合せ先

【提出先】

　　〒812－0046　福岡市博多区吉塚本町9番15号　中小企業振興センター7階

　　福岡県商工会連合会　リスクマネジメント課　宛て

　　TEL 092-622-7708

【問合せについて】

　質疑・問合せはメールでのみ受け付けとする。以下アドレスまで送信すること。

　受付メールアドレス：[risk@shokokai.ne.jp](mailto:docorefukuoka@shokokai.ne.jp)（担当：・武末宛て）

１０．選定

（１）選定方法

提案書の提出があった事業所の企画内容に基づき、本会にて選定する。

（２）選定に付する事項

当該事業に関する以下の事項を総合的に審議し、内容によっては複数社採択する。

　①本件目的達成に向けて効果的な提案内容となっているか。

　　・本事業の趣旨を理解しているか。効果的に支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続計画策定を促すものとなっているか。

　　・適切かつ必要な報告体制等が可能な内容になっているか。

　　・経験や強みを活かした独自の提案内容が含まれているか。

　②実現可能性はどうか。

　　・スケジュールや遂行体制は妥当か。

　④過去同様の事業実績はあるか。

１１．提出書類の取扱い

（１）提案書類提出後の内容の変更は認めない。

（２）提出書類の返却は認めない。

（３）提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

（４）選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある。

１２．失格要件

　条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。

１３．契約

　本会は優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、3月下旬を目途に業務提携契約手続きを行う。

１４．特記事項

（１）再委託は禁止する。

（２）この仕様書に定めのない事項については、本会と協議の上、決定する。

以上